

令和 7 年 議案第 5 号

みよし市勤労文化会館管理規則の一部改正について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、指定管理者が定める勤労文化会館の付属設備の利用
料金の上限額を改正するため必要があるからである。

みよし市勤労文化会館管理規則の一部を改正する規則

【趣 旨】 令和8年度から新たな指定管理期間に移行するに当たり、みよし市勤労文化会館の付属設備の利用料金の上限額としての利用料金を改正し、その範囲内で指定管理者が令和9年4月1日以降の付属設備の利用料金を定めることとするために必要な改正を行う。

【内 容】 勤労文化会館の付属設備の利用料金の額を改正する。(別表第2関係)
別表第2 (第7条関係)

<現 行>

	種類又は品目	単位	利用料金		摘要
			大ホール	小ホール	
舞台道具 関係	所作台	1式	6,900	5,100	
	平台	1枚		150	
	松竹羽目	1式		3,450	鳥屋囲いを含む。
	金屏風	1式		900	
	アテ物 (連子付)	1式		1,800	
	カスミ屏風 (高)	1式		550	
	カスミ屏風 (低)	1式		370	
	金砂子紙張屏風	1式		550	
	大太鼓	1式		200	
	上敷	1枚		180	
	毛せん	1枚		180	
	長座布団	1枚		180	
	地絨	1張		900	
	紅白幕	1枚		180	ベース板、ポールを含む。
	黒白幕	1枚		180	
	演台	1式		900	
	司会台	1台		550	
	指揮者台	1台		180	
	指揮者用譜面台	1台		180	
	楽土用譜面台	1台		150	譜面灯を含む。
	高座台	1式		900	座蒲団を含む。
	浪曲台	1式		900	椅子、湯呑台、袖掛を含む。
	反響板	1式	6,900	3,450	
	ピアノ/A	1台		8,550	フルコン (スタインウェイ D-274)

<改正後>

	種類又は品目	単位	利用料金		摘要
			大ホール	小ホール	
舞台道具 関係	所作台	1式	5,640	3,370	
	平台	1枚		150	
	松竹羽目	1式		3,450	鳥屋囲いを含む。
	金屏風	1式		900	
	アテ物 (連子付)	1式		1,410	
	カスミ屏風 (高)	1式		820	
	カスミ屏風 (低)	1式		550	
	金砂子紙張屏風	1式		820	
	大太鼓	1式		1,110	
	上敷	1枚		270	
	毛せん	1枚		270	
	長座布団	1枚		180	
	地絨	1張		900	
	紅白幕	1枚		240	ベース板、ポールを含む。
	黒白幕	1枚		240	
	演台	1式		900	
	司会台	1台		550	
	指揮者台	1台		240	
	指揮者用譜面台	1台		220	
	楽土用譜面台	1台		150	譜面灯を含む。
	高座台	1式		900	座蒲団を含む。
	浪曲台	1式		900	椅子、湯呑台、袖掛を含む。
	反響板	1式	6,900	3,450	
	ピアノ/A	1台		5,540	フルコン (スタインウェイ D-274)

舞台音響 関係	ピアノ/B	1台	5,100	フルコン(ヤマハCFⅢ—S)	
	拡声装置	1式	3,400	・音響調整卓 ・固定スピーカー式 (マイクローホン3本付)	
	マイクローホン	1本	750		
	マイクローホンエレ ベーター	1台	1,800	マイクローホンを含む。	
	吊りマイクローホン 装置	1台	1,800		
	ワイヤレスマイク	1ch	1,500		
	録音再生機器	1台	900		
	移動用スピーカー	1対	900		
	Aセット	1式	24,000	12,000	セットの内容は次の表イ舞
	Bセット	1式	15,000	8,550	台セットの表を参照
舞台照明 関係	Cセット	1式	6,900	5,100	
	プロセミアムライ ト	1列	1,800	900	
	サスペンションラ イト	1列	2,700	1,500	
	ボーダーライト	1列	1,260	900	
	アップパーホリゾン トライト	1列	2,700	1,080	
	ローパーホリゾン トライト	1列	1,800	1,260	
	シーリングスボッ トライト	1列	2,700	1,500	
	フロントサイドス ポットライト	2階		1,500	
	〃	3階	1,500	—	
	ピンズポットライ ト	1台	1,800	900	
	フットライト	1列	550	370	
	花道フットライト	1列	370	—	
	トーマンタルスポ ットライト	1対	900	—	
	スポットライト	500W		150	
	スポットライト	1KW		300	
	スポットライト	1.5KW		490	

舞台音響 関係	ピアノ	1台	4,350	フルコン(ヤマハCFⅢ-S)	
	拡声装置	1式	3,400	・音響調整卓 ・固定スピーカー一式 (マイクロホン3本付)	
	マイクロホン	1本	750		
	マイクロホンエレベーター	1台	1,800	マイクロホンを含む。	
	吊りマイクロホン装置	1台	1,800		
	ワイヤレスマイク	1ch	1,500		
	録音再生機器	1台	900		
	移動用スピーカー	1対	900		
	Aセット	1式	24,000	12,000	セットの内容は次の表イ舞
	Bセット	1式	15,000	8,550	台セットの表を参照
舞台照明 関係	Cセット	1式	6,900	5,100	
	プロセミアムライ ト	1列	1,800	900	
	サスペンションラ イト	1列	2,700	1,500	
	ボーダーライト	1列	1,260	900	
	アップパーホリゾン トライト	1列	2,700	1,080	
	ローパーホリゾン トライト	1列	1,800	1,260	
	シーリングスボッ トライト	1列	2,700	1,500	
	フロントサイドス ポットライト	2階		1,500	
	〃	3階	1,500	—	
	ピンスポットライ ト	1台	1,800	900	
	フットライト	1列	550	370	
	花道フットライト	1列	370	—	
	トーマンタルスボ ットライト	1対	900	—	
	スポットライト	500W		150	
	スポットライト	1KW		300	
	スポットライト	1.6KW		490	

効果器具	1KW	550	スタンド、先玉、種板
効果器具	2KW	700	スタンド、先玉、種板
スライド映写機	1式	900	スクリーンを含む。
持込機材	1KW	300	1KW換算
グラントピアノ	1台	1,800	セミコン (ヤマハC3E)
拡声装置	1式	1,800	マイクローホン2本を含む。
プロジェクター	1式	900	スクリーンを含む。
マイクローホン	1本	750	
OHP映写機	1式	550	スクリーンを含む。
展示用組立パネル	1組	370	
コンセント	1口	300	

【施行期日】

令和9年4月1日。ただし、経過措置の規定は、令和8年4月1日

【経過措置】

令和8年4月1日以降に、令和9年4月1日以降の利用の許可を受けた者からは、新利用料金を徴収することとする。

【その他】

勤労文化会館・ふるさと会館の利用料金改定スケジュール (予定)

令和7年3月	利用料金改定に係る議案の提出
令和7年6～12月	教育委員会から諮問を受け、指定管理者選定審査会 (勤労文化会館等) (以下、「指定管理者選定審査会」という。) において、次期指定管理者候補者の選定について協議
令和7年12月	指定管理者選定審査会において次期指定管理者候補者を選出後、教育委員会に答申
令和7年12月	教育委員会が次期指定管理者候補者を決定し、次期指定管理者の指定
令和8年1月～	市と次期指定管理者が利用料金設定について協議 (利用料金の設定額・改定時期等について) 利用料金改定について教育委員会が承認 市と次期指定管理者が基本協定を締結 次期指定管理者は次期指定管理期間開始期に合わせ準備を開始 令和9年4月1日以降の利用についての予約 (令和8年4月1日から受付開始) に対応するよう利用料金設定額の周知・広報
令和8年3月末	市と次期指定管理者と令和8年度業務の年度契約締結
令和8年4月1日～	設定後利用料金の適用分となる令和9年4月1日以降の利用についての予約受付開始

○みよし市勤労文化会館設置条例 (抜粋)

(利用料金)

第10条 略

2 利用者は、付属設備を利用した場合は、別表第3に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める額の利用料金を納付しなければならない。

3 以下 略

別表第3 (第10条関係)

付属設備利用料金

舞台設備、照明設備、映写設備、音響設備、その他設備の利用料金については、教育委員会規則で定める。

効果器具	1KW	550	スタンド、先玉、種板
効果器具	2KW	700	スタンド、先玉、種板
持込機材	1KW	300	1KW換算
グラントピアノ	1台	1,800	セミコン (ヤマハC3E)
拡声装置	1式	1,800	マイクローホン2本を含む。
プロジェクター	1式	410	スクリーンを含む。
マイクローホン	1本	750	
展示用組立パネル	1組	230	
コンセント	1口	300	

みよし市勤労文化会館管理規則の一部を改正する規則

みよし市勤労文化会館管理規則（平成１９年三好町教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

別表第２のアの舞台道具等の表舞台道具関係の項を次のように改める。

舞台道具関係	所作台	1 式	5, 6 4 0	3, 3 7 0	
	平台	1 枚	1 5 0		
	松竹羽目	1 式	3, 4 5 0		鳥屋囲いを含む。
	金屏風	1 式	9 0 0		
	アテ物（連子付）	1 式	1, 4 1 0		
	カスミ屏風（高）	1 式	8 2 0		
	カスミ屏風（低）	1 式	5 5 0		
	金砂子紙張屏風	1 式	8 2 0		
	大太鼓	1 式	1, 1 1 0		
	上敷	1 枚	2 7 0		
	毛せん	1 枚	2 7 0		
	長座布団	1 枚	1 8 0		
	地絣	1 張	9 0 0		
	紅白幕	1 枚	2 4 0		ベース板、ポールを含む。
	黒白幕	1 枚	2 4 0		
	演台	1 式	9 0 0		
	司会台	1 台	5 5 0		
	指揮者台	1 台	2 4 0		
	指揮者用譜面台	1 台	2 2 0		
	楽士用譜面台	1 台	1 5 0		譜面灯を含む。
	高座台	1 式	9 0 0		座蒲団を含む。
	浪曲台	1 式	9 0 0		椅子、湯呑台、袖掛を含む。

反響板	1 式	6, 9 0 0	3, 4 5 0	
ピアノ A	1 台		5, 5 4 0	フルコン（スタイン ウェイ D—2 7 4）
ピアノ B	1 台		4, 3 5 0	フルコン（ヤマハ C F III—S）

別表第 2 のアの舞台道具等の表舞台照明関係の項中

「

効果器具	2 KW	7 0 0	スタンド、先玉、種板
スライド映写機	1 式	9 0 0	スクリーンを含む。

を

「

効果器具	2 KW	7 0 0	スタンド、先玉、種板
------	------	-------	------------

に改め、

同表その他の項中「9 0 0」を「4 1 0」に、

「

OHP 映写機	1 式	5 5 0	スクリーンを含む。
展示用組立パネル	1 組	3 7 0	

を

「

展示用組立パネル	1 組	2 3 0	
----------	-----	-------	--

に改め

る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市勤労文化会館管理規則の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市

勤労文化会館管理規則に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める額の利用料金を徴収する。

改正案

現行

(付属設備の利用料金)

第7条 条例別表第3に規定する規則で定める付属設備の利用料金の額は、別表第2のとおりとする。

別表第2 (第7条関係)

ア 舞台道具等

(単位円)

種類又は品目	単位	利用料金		摘要
		大ホール	小ホール	
舞台道具関係				
所作台	1式	5,640	3,370	
平台	1枚		150	
松竹羽目	1式		3,450	鳥屋開いを含む。
金屏風	1式		900	
アテ物 (連子付)	1式		1,410	
カスミ屏風 (高)	1式		820	
カスミ屏風 (低)	1式		550	
金砂子紙張屏風	1式		820	
大太鼓	1式		1,110	
上敷	1枚		270	
毛せん	1枚		270	
長座布団	1枚		180	
地掛	1張		900	
紅白藁	1枚		240	ベース板、ポールを含む。
黒白藁	1枚		240	
演台	1式		900	
司会台	1台		550	
指揮者台	1台		240	
指揮者用譜面台	1台		220	
楽士用譜面台	1台		150	譜面灯を含む。
高座台	1式		900	座蒲団を含む。
浪曲台	1式		900	椅子、湯呑台、袖掛を含む。
反響板	1式	6,900	3,450	
ピアノ	1台		5,540	フルコン (スタインウェイ ID-274)

別表第2 (第7条関係)

ア 舞台道具等

(単位円)

種類又は品目	単位	利用料金		摘要
		大ホール	小ホール	
舞台道具関係				
所作台	1式	6,900	5,100	
平台	1枚		150	
松竹羽目	1式		3,450	鳥屋開いを含む。
金屏風	1式		900	
アテ物 (連子付)	1式		1,800	
カスミ屏風 (高)	1式		550	
カスミ屏風 (低)	1式		370	
金砂子紙張屏風	1式		550	
大太鼓	1式		900	
上敷	1枚		180	
毛せん	1枚		180	
長座布団	1枚		180	
地掛	1張		900	
紅白藁	1枚		180	ベース板、ポールを含む。
黒白藁	1枚		180	
演台	1式		900	
司会台	1台		550	
指揮者台	1台		180	
指揮者用譜面台	1台		180	
楽士用譜面台	1台		150	譜面灯を含む。
高座台	1式		900	座蒲団を含む。
浪曲台	1式		900	椅子、湯呑台、袖掛を含む。
反響板	1式	6,900	3,450	
ピアノ	1台		8,550	フルコン (スタインウェイ ID-274)

みよし市勤労文化会館管理規則の一部改正新旧対照表

改正案				現行			
	ピアノ/B	1台	4,350	ピアノ/B	1台	5,100	フルコン (ヤマハCFⅢ-S)
舞台音響関係の項 略							
舞台音響関係の項	フルコン (ヤマハCFⅢ-S)			フルコン (ヤマハCFⅢ-S)			
	セットの内容は次の表を参照			セットの内容は次の表を参照			
舞台照明関係	Aセット	1式	24,000	12,000	1式	24,000	12,000
	Bセット	1式	15,000	8,550	1式	15,000	8,550
	Cセット	1式	6,900	5,100	1式	6,900	5,100
	プロセミアムライト	1列	1,800	900	1列	1,800	900
	サスペンションライト	1列	2,700	1,500	1列	2,700	1,500
	ボーダーライト	1列	1,260	900	1列	1,260	900
	アップバーホリゾンントライト	1列	2,700	1,080	1列	2,700	1,080
	ロアーホリゾンントライト	1列	1,800	1,260	1列	1,800	1,260
	シーリングススポットライト	1列	2,700	1,500	1列	2,700	1,500
	フロントサイドスポットライト	2階	1,500		2階		1,500
	"	3階	1,500		3階	1,500	
	ピンスポットライト	1台	1,800	900	1台	1,800	900
	フットライト	1列	550	370	1列	550	370
	花道フットライト	1列	370		1列	370	
	トーマンタルスポットライト	1対	900		1対	900	
	スポットライト	500W	150		500W		150
	スポットライト	1KW	300		1KW		300
その他	スポットライト	1.5KW	490		1.5KW		490
	効果器具	1KW	550		1KW		550
	効果器具	2KW	700		2KW		700
	スライド映写機	1式			1式		900
	持込機材	1KW	300		1KW		300
	グラランドピアノ	1台	1,800		1台		1,800
	拡声装置	1式	1,800		1式		1,800
	プロジェクター	1式	410		1式		900
	マイククロホン	1本	750		1本		750
	1KW換算			1KW換算			
	セミコン (ヤマハC3E)			セミコン (ヤマハC3E)			
	マイククロホン2本を含む。			マイククロホン2本を含む。			
	スクリーンを含む。			スクリーンを含む。			
	スタンド、先玉、種板			スタンド、先玉、種板			
	スタンド、先玉、種板			スタンド、先玉、種板			
	スクリーンを含む。			スクリーンを含む。			
	1KW換算			1KW換算			

みよし市勤労文化会館管理規則の一部改正新旧対照表

改正案				現行			
イ 舞台照明セット 略	展示用組立パネル	1組	230	OHP映写機	1式	550	スクリーンを含む。
	コンセント	1口	300	展示用組立パネル	1組	370	
				コンセント	1口	300	
イ 舞台照明セット 略				イ 舞台照明セット 略			